

化粧品における特定成分の特記表示について

(昭和47年2月2日 薬監第27号)
(厚生省薬務局監視課長通知)

標記については、以下のように取扱うこととする。

I 取扱い

1 特記表示が認められない事例

- (1) 「生薬エキス」、「薬草抽出物」、「薬用植物のエキス」のように名称に「薬」の字が含まれるもの
- (2) 「漢方成分抽出物」のように医薬品という印象を与えるもの

2 特記表示して差し支えない事例

「植物成分」「植物抽出物」、「天然植物エキス」等

3 上記1～及び2以外の事例

- (1) 配合目的を併記すれば表示して差し支えない。なお、配合目的は化粧品についての効能効果の表現の範囲であって事実であること。
- (2) 写真, デザイン (英文等の表示を含む) については近くに「○○ (△△として配合)」と記載する。

II 化粧品における特定成分の特記表示について (Q & A)